

## 2. 日常管理

### 1 道路パトロール

みなさんが安全・快適に道路を利用できるよう、管内の国道を4つの出張所で、休日を除く毎日、パトロールをしています。道路路面やのり面の点検をはじめ案内標識やガードレールなど道路施設の損傷状況も確認し、異常が認められた時は速やかに修繕などを行っています。

また、通行車両からの落下物の除去や道路の穴ぼこの修復も状況に応じ実施しています。



### 2 道路に関する申請

#### ● 占用・乗入れ

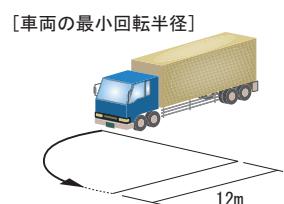
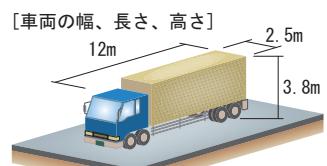
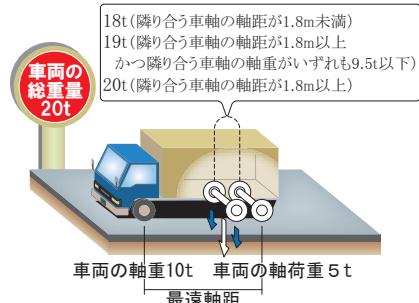
道路内に電話・電気・水道・下水道等の施設を設置する場合や道路に乗り入れ口を造る場合は、申請が必要となります。申請を受け付け、基準に見合ったものかどうかを審査し、許可・承認をします。

#### ● 特殊車両通行許可指導・取締り業務

道路構造を保全し、交通の危険を防止するための特殊車両の通行許可および制限に関する事務、特殊車両の指導・取締りを行います。

#### 一般的制限値

[車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重]



### 3 道路情報の収集・提供

道路利用者の皆さんのが安全で快適に通行できるよう、工事や事故、災害などによる通行規制情報や異常気象などによる注意・警戒情報や雨量情報等を収集し、リアルタイムな情報提供を行っています。



### 4 清掃・除草

パトロールで発見された路面や施設の傷んだところを補修したり、必要に応じて清掃や除草を実施しています。

